

(2) 申込資格

●市営住宅に入居の申込をするには、申込時点で次の①の項目に該当していることが必要です。

① 申込者は成人で、岡山市に住所又は勤務場所を有すること

◇ 現住所は住民票で確認しますが、実際の住所地と住民票に記載された住所が一致していることが必要です。また、勤務場所は給与支給証明書でその事実を確認します。

●市営住宅に入居の申込をするには、資格審査日（令和7年11月1日）に次の②～⑥のすべての項目に該当していることが必要です。

② 同居する親族があること

（ただし、単身の方で29ページの単身入居申込要件に該当する場合、又は一般単身者用住宅へ申込する場合を除く。）

◇ 親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方及び婚約者も含みます。

※ 内縁関係の方については住民票で「未届の夫」又は「未届の妻」となっていることを確認し、かつ戸籍全部事項証明書で他に婚姻関係のないことを確認します。

※ 婚約で申込される場合は、資格審査日までに入籍ができる方に限ります。

※ パートナースhip宣誓制度による入居を希望される世帯は、当選後にパートナーシップ宣誓書受領書の提出が必要です。

●パートナーシップ宣誓手続きについては、岡山市人権推進課への予約が必要です。詳しくは、ホームページ等でご確認ください。

・電話：086-803-1070

・ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000023134.html>

◇ 家族を分割しての申込（別居状態だが離婚しない場合など）は失格となる場合があります。

③ 現在住宅困窮者であること

◇ 持家のある方(共同名義も含む)、又は公営住宅等の公的住宅に入居されている方は原則として申込できません。ただし、公営住宅入居者で 30ページの要件に該当する方は、申込できる市営住宅もあります。

※ 土砂災害特別警戒区域の持家に住まれている方はあらかじめご相談ください。

※ 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者で避難元市町村が発行する「居住実績証明書」を有しており、岡山市に居住実態があると判断される方は、対象地域内に住宅を所有していても、当該住宅を所有していないものとみなします。

④ 政令月収額が15万8千円(次ページの条件に該当する高齢者・障害者等の世帯については21万4千円、子育て世帯については25万9千円)以下であること

◇ 政令月収額＝(年間総所得金額合計－控除金額合計)÷12月

※ 上記月収額の計算方法は37～40ページを参照してください。

※ 同居親族に収入(アルバイト・パートを含む)があるときは合算してください。

※ 国からの給付金等を受給されている場合は、ご相談ください。

⑤ 市営住宅の家賃・市税等を滞納していないこと

◇ 市営住宅に入居中、または過去に市営住宅に入居していた世帯で、家賃等が滞納(未納)になっている世帯の名義人(契約者)、又は連帯保証人は、滞納を完済する必要があります。

◇ 当選後に市税の滞納無証明書の提出が必要です。

⑥ 入居しようとする者(申込者だけでなく、同居者も含みます。)が暴力団員でないこと

※ 収入基準が政令月収額で21万4千円となる高齢者・障害者等の世帯の条件は、次のア～コのいずれかに該当していることです。収入基準が政令月収額で25万9千円となる子育て世帯の条件は、次のサに該当していることです。

高齢者・障害者等の世帯の認定条件	確 認 書 類
ア 申込者が60歳以上の方で、かつ同居者のいずれもが60歳以上の方又は18歳未満の方である世帯(単身者を含む)	住 民 票
イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方がいる世帯	身 体 障 害 者 手 帳
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1～2級に該当する方がいる世帯	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの方又はBのうち中度である方がいる世帯	療 育 手 帳
オ 原子爆弾被爆者 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯	被 爆 者 健 康 手 帳
カ 海外から引き揚げた5年未満の方がいる世帯	都道府県援護担当課長の証明
キ ハンセン病療養所入所者等 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯	証 明 す る 書 類
ク 配偶者等からの暴力被害者(DV被害者)世帯 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者がいる世帯	裁 判 所 の 保 護 命 令 書 等
ケ 犯罪被害者 岡山市犯罪被害者等基本条例(平成22年市条例第56号)第2条第2号に規定する犯罪被害者等がいる世帯	生活安全課が発行する証明書
コ 中国残留邦人等 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項等に規定する支援給付を受けている方がいる世帯	福祉事務所が発行する証明書
サ 子育て世帯 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者を含む世帯	住 民 票

年齢については資格審査日(令和7年11月1日)の年齢で確認します。

◎ 単身の入居申込要件（一般単身者用住宅へ申込する場合は除く）

単身で申込をされる方は、26～27ページの申込資格①及び③～⑥の全てに該当するほか、次のア～サまでのいずれかに該当していることが必要です。また、当選後に下記確認書類で確認します。

ただし、常時介護を必要とされる方で、市営住宅に入居することにより、日常生活に支障が出ると認められる場合は、失格となることがあります。

単 身 入 居 申 込 要 件	確 認 書 類
ア 60歳以上の方	住 民 票
イ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1～4級に該当する方	身 体 障 害 者 手 帳
ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1～3級に該当する方	精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳
エ 療育手帳の交付を受け、障害の程度がAの方又はBの方	療 育 手 帳
オ 原子爆弾被爆者の方	被 爆 者 健 康 手 帳
カ 生活保護を受けている方	福 祉 事 務 所 長 の 証 明
キ 海外から引き揚げて5年未満の方	都道府県援護担当課長の証明
ク ハンセン病療養所入所者等の方	証 明 す る 書 類
ケ 配偶者等からの暴力被害者(DV被害者)世帯	裁 判 所 の 保 護 命 令 書 等
コ 犯罪被害者の方	生活安全課が発行する証明書
サ 中国残留邦人等の方	福祉事務所が発行する証明書

年齢については資格審査日(令和7年11月1日)の年齢で確認します。

◎ 下肢障害者向住宅の入居申込要件

26～27ページの申込資格①及び③～⑥の全てに該当するほか、次の条件を満たしている必要があります。(入居後に同居親族に異動が生じ、下肢障害者世帯でなくなった場合は、住宅の返還が必要です。)

※常時の介護を必要とする単身の方で、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる場合は失格となる場合があります。

- 申込者又は同居者に下肢のみの障害で1・2級の身体障害者手帳の交付を受けた方がいること。

※下肢以外の障害と合わせて1・2級の障害の認定を受けている場合は対象となりません。

- 直近の公募において応募がなかった下肢障害者向住宅に限り、申込者又は同居者に下肢のみの障害で1・2級又は下肢若しくは体幹の障害のため身体障害者手帳の交付を受けた方であって、当該障害により常時車いすを使用している方がいること。

◎ シルバーハウジングの入居申込要件

26～27ページの申込資格③～⑥に該当するほか、入居しようとする方全員が、次の条件の全てに該当していることが必要です。当選後に下記確認書類が必要となります。(入居後に同居親族に異動が生じ、65歳以上の方がいなくなった場合は、住宅の返還が必要です。)

シルバーハウジングの入居申込要件	確認書類
ア 申込時点で岡山市に1年以上居住していること	住民票
イ 65歳以上の単身者、 65歳以上を含む60歳以上の夫婦の世帯、 又は65歳以上の方(2親等以内の親族で、 同居理由のあるもの)のみからなる世帯	住民票 又は 戸籍全部事項証明書等
ウ 日常生活上自立可能な単身者、又は同居人の 介護があれば日常生活が可能な世帯	医師の診断書 及びシルバーハウジング 申込者告知書

年齢については資格審査日(令和7年11月1日)の年齢で確認します。

◎ 多人数世帯向住宅の入居申込要件

26～27ページの申込資格①～⑥の全てに該当するほか、申込者及び同居の親族を合わせた人数が4人以上の世帯であることが必要となります。(入居後に同居親族に異動が生じ、4人以上の世帯でなくなった場合は住宅の返還が必要です。)

◎ 公営住宅入居者の入居申込要件

現在、公営住宅に入居しており、申込資格があるほか、次のア～ウのいずれかに該当する世帯は、申込可能住宅にある市営住宅に申込みことができます。また、当選後に下記確認書類が必要となります。

申込対象世帯	申込可能住宅	確認書類
ア 居室が2室以下で 世帯員が3人以上の世帯	居室が3室以上の住宅	現住宅の居住 証明書等
イ 単身入居不可の住宅で 単身者の世帯	居室が2室、又は専用面積が 50㎡以下の住宅	現住宅の居住 証明書等
ウ 加齢又は障害等のため現 住宅での生活が困難な世帯	日常生活が可能である住宅	医師の診断書